

# 平成28年度「地域巡回マッチングプログラム事業」 業務委託に係る企画提案仕様書



本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 委託業務名

平成28年度「地域巡回マッチングプログラム事業」

## 2 事業期間

契約締結の日～平成29年3月20日まで

## 3 事業目的

沖縄県全域において地元中小零細企業等を中心とした求人開拓を行い、マッチング効果の高い合同就職説明・面接会等の開催や、求職者へのアドバイス、情報提供等の応募や面接につながり、マッチング効果を高める工夫を積極的に行うことにより、求職者を就職につなげ、県内雇用情勢の改善を図る。

## 4 委託料上限額

43,919千円(消費税および地方消費税含む)

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

## 5 業務概要

沖縄県全域において地元中小零細企業等を中心とした求人開拓と求人手続き支援を実施し、マッチング効果の高い合同就職説明・面接会等を開催する。

また、特に求人需要の多い業界については特化して開催するなど企業と求職者のマッチング効果を高める工夫を行い、求職者に対しては企業の情報提供を積極的に行うなど、地域の特性や業界の動向に応じた開催方法を工夫し、参加企業への応募や面接を促す支援を積極的に行う。

## 6 委託業務内容

### (1) 合同就職説明・面接会等の開催について

- ① 開催時期は、平成25年度から平成27年度の本事業開催実績を参考に、より効果が高くなる開催時期を設定すること。
- ② 本島北部1回以上、宮古1回以上、八重山1回以上、中南部地区合計で7回以上開催することとし、合計で10回以上開催すること。
- ③ ②の合計10回以上開催のうち、3回以上、福祉・介護、情報系、観光など求人・求職ニーズが高い業界に特化して開催すること。

- ④ 効果的な求人開拓により、できる限り多くの県内企業等が参加するよう工夫すること。
- ⑤ 開催に際しては、多くの求職者が参加するよう開催日時、場所、事前の広報活動等を工夫すること。
- ⑥ 宮古及び八重山開催に当たっては、圏域内勤務地の求人を開拓することが望ましいが、出展企業ブースに空きが生じる場合には、圏域外勤務地の県内企業等を招聘すること。
- ⑦ 求職者ができる限り多くの企業を知ることができるよう、企業のプレゼンや面接の方法、時間配分等を工夫すること。
- ⑧ 会場に面接ブース等を設け、個々の就職マッチングも行うこと(求人企業、求職者から職業紹介に係る料金の徴収は行わないこと)。
- ⑨ 会場にキャリアカウンセラー等による支援コーナーを設置するなど、求職者にアドバイスを行う場を設けること。
- ⑩ 開催地域の特性に応じ、事業効果を高めるよう効果的なマッチング方法を工夫すること。
- ⑪ 参加した企業及び求職者の双方にアンケート調査を行い、企業の要望や、求職者の求職活動の動向など、労働力調査等で把握できない情報の収集・分析を行うこと。収集・分析をした情報は、県に報告するとともに、本事業の改善実施に活用すること。
- ⑫ 合同就職説明・面接会等の開催に際しては、万全の実施体制を確保すること。

## (2) 求人開拓及び求人手続支援について

- ① 求人開拓及び求人手続支援は、福祉・介護、情報系、観光等の求人の多い業界並びに県内全域の中小零細企業等を重点的な対象とし、合同就職説明・面接会等に多くの県内求人企業を集めるよう工夫すること。
- ② 求人開拓及び求人手続支援の際には、事業主向けの各種支援制度の周知も併せて行うこと。
- ③ 求人開拓・支援員を配置し、求人開拓及び求人手続支援を強力に実施するとともに、活動記録(日単位)を作成し、開拓可否の要因、開拓効果等を把握すること。
- ④ 非正規労働者の割合が全国一高い沖縄県の雇用情勢の改善のため、可能な限り正社員求人企業の開拓に努めること。
- ⑤ 参加企業の必須条件は、以下のとおりとする。
  - ア、派遣求人、請負求人、パート求人、アルバイト求人でないこと。
  - イ、契約期間を設けている場合は契約更新可能であり、将来の正社員登用制度があること。
  - ウ、労働保険及び社会保険に加入していること。
  - エ、労働基準法等の労働関係法令に違反のないこと。(例：就業規則の整備、雇用契約書の交付、時間外手当の支給等)
- ⑥ 参加企業の優先的条件は、以下のとおりとする。
  - ア、正社員求人(期間の定めのない契約)
  - イ、育児休業制度、介護休業制度のある企業
  - ウ、職場環境、人材育成関係の各種認定・認証(沖縄県人材育成認証、沖縄県ワークライフバランス認証、くるみん認定、ユースエール認定、若者応援宣言認定等)を受けている企業

## (3) 事業効果等の把握について

参加求職者のうち参加企業等へ就職した人数等の事業効果を把握するよう工夫すること。

#### (4) その他

- ① 上記(1)から(3)以外で、求職者と求人企業のマッチング効果(率、人数)を高める効果的な提案があれば、その提案業務。

### 7 企画提案書の内容について

#### (1) 6-(1)に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- ① 開催日時、開催地域、会場等のスケジュールとこれらの考え方
- ② 参加企業数及び参加求職者数の目標値とこれらの考え方
- ③ 事前広報手段とその考え方(費用対効果を重視すること)
- ④ 合同就職説明・面接会等の実施運営方法とその考え方(会場内外の体制。スムーズな運営と求職者誘導等の企業とのマッチングに結びつける工夫など。具体的な当日の時間割等を示すこと。)
- ⑤ 開催地域の特性に応じ、事業効果を高めるために実施する効果的なマッチング方法とその考え方(合同就職説明・面接会以外の方法で実施する場合、その内容と考え方を明記すること)。
- ⑥ アンケート項目及びその実施体制並びにこれらの考え方

#### (2) 6-(2)に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- ① 求人開拓・支援員の設置人数・体制、求人開拓・求人手続支援の方法、その方法の改善手段及び目標とする新規開拓件数並びにこれらの考え方
- ② 求人開拓・支援員の活動状況、開拓可否の要因、開拓効果等の把握方法並びにこれらの考え方
- ③ 参加企業審査項目及び選定方法に関する提案があれば、理由を含めて記載すること。

#### (3) 6-(3)に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- ① 事業効果の目標設定及びその把握方法並びにこれらの考え方

#### (4) 6-(4)に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- ① 使用する広報媒体、広報イメージ等。実施するための体制。

#### (5) その他

- ① 上記(1)から(4)以外で、求職者と求人企業のマッチング効果(率、人数)を高める効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。
- ② 第一次(書類)審査等で客観的な比較資料とするため、様式5「提案内容説明資料」に提案内容を記入し、電子メールで所定のアドレスに提出すること。様式5は第一次審査用(書類審査)であり、プレゼンテーションでは使用しない。
- ③ 実施体制図、見積書を添付すること。
- ④ 企画提案書及び見積書の体裁については「9 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて」及び「10 積算見積及び経費限度額」に基づくこと。

### 8 成果指標について

企業説明会・面接会等の参加求職者数合計1,330名以上、および参加企業への就職者数130名以上とする。なお、本成果目標の達成度は、翌年度に雇用政策課が実施する業務委託における委託業者選定の参考とする。

## 9 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則としてA4版横、左綴りとする(ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。)
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、第二次審査を行う業者数が確定後に通知するものとする。

## 10 積算見積及び経費限度額

費目については、以下のとおりとする。

- ① 事務局人件費
- ② 旅費
- ③ 借料及び損料(会場使用料、什器リース、PCリース等)
- ④ 通信運搬費
- ⑤ 印刷広報費
- ⑥ 事務費(消耗品等)
- ⑦ その他必要経費

諸経費(事業の管理に要する経費)

消費税

※各経費については、月数、回数、個数、単価等が分かるよう明記すること。

※事業終了時に精算報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする(実績払い)。

## 11 再委託の制限について

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### ○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(合同企業説明・面接会等の開催や、求職者の募集、企業開拓に関する業務)

- (2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

- (3) 本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、下記のうち「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分

特になし

(その他、簡易な業務)

合同企業説明・面接会会場の設営、撤去

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集、整理

複写、印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

12 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則的には月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

13 著作権について

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県商工労働部雇用政策課に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

14 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県商工労働部雇用政策課と協議すること。